

## 強制徴用問題に関する事実関係

日本は、2018年の韓国大法院の判決が1965年の韓日請求権協定を違反している上、1951年のサンフランシスコ平和条約を受けた戦後の国際秩序を脅かしていると主張しているが、それは完全な虚構である。

- 1951年のサンフランシスコ平和条約第4条に基づいて締結された1965年の韓日請求権協定は、日本の不法な植民地時代に発生した財政的・民事的債権債務関係の清算のみ規定しており、韓国は請求権協定を遵守している。
- また、1951年のサンフランシスコ平和条約は、連合国が日本の戦時不法行為による賠償請求権を放棄(第14条)したもので、大韓民国は連合国ではなく植民地支配の被害国であり、同条約の当事国ではない。

日本政府は、1965年の韓日請求権協定の強制動員に関する全ての問題が完全かつ最終的に解決されたと主張している。しかし、日本の不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行に直結した反人道的な不法行為による賠償問題は、請求権協定に含まれていない。

- 2018年韓国大法院は、「『日本政府の不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする慰謝料請求権』は韓日請求権協定の適用対象にならないため消滅されていない」と判決した。請求権協定を締結するまでの至難な交渉過程で日本は、不法な植民地支配に対する法的責任を認めなかったため、当該要素は請求権協定に反映されなかった。
- 戦後、日本政府の立場も個人の損害賠償請求権が消滅されていないということであった。

結論として、不法な植民地支配と強制動員に対する責任を一貫して否定する一方で、1965年の韓日請求権協定に沿って強制動員に関する全ての問題は解決済みだとする日本の主張は矛盾である。

韓国が請求権協定を違反しているとする日本の主張は、一方的かつ恣意的なもので、歴史修正主義という政治的目的のためであり、一顧の価値もない。